

地域産業振興施設立地調整会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡州市街化調整区域地域産業振興施設の立地に関する実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条の規定に基づき設置する地域産業振興施設立地調整会議（以下「調整会議」という。）の運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要綱第5条第1項に規定する担当部局の審査結果の妥当性の審議
- (2) 実施要綱第7条第1項に規定する地域住民への説明状況等の審議
- (3) 実施要綱第7条第2項に規定する地域産業振興施設立地計画申請書の受理・不受理の決定
- (4) 実施要綱第7条第3項に規定する福岡市開発審査会への意見書提出
- (5) 実施要綱第8条に規定する事業の進捗状況の管理等
- (6) 福岡市開発審査会附議基準第1-20-2号の運用状況の進捗管理、検証等
- (7) その他前各号を実施するに当たり必要な事項

(組織)

第3条 会議の構成員は、別表第1に掲げる者とする。

- 2 会長は、総務企画局企画調整部部長（事業調整担当）をもってこれに充て、会議は会長が招集する。

(調整会議)

第4条 会長は、調整会議の会務を総理する。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 3 会長は、構成員すべてが合意した場合には、書面により事案を決議することができる。

(幹事会)

第5条 会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長の指示に基づき、会議での審議事項の事前の検討、調整及び簡易な事案の審議を行い、その結果を会長に報告する。
- 3 幹事会の構成員は、別表第2に掲げる者とする。
- 4 幹事長は、総務企画局企画課長をもってこれに充てる。幹事会は幹事長が招集し、議事を運営する。
- 5 幹事長は、構成員すべてが合意した場合には、書面により事案を決議することができる。

(庶務)

第6条 会議及び幹事会の庶務は、この要綱の施行の日から平成31年3月末日までの間、総務企画局企画調整部において行い、同年4月1日以降の庶務については、別途、調整会議にて協議の上で決定する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議及び幹事会の運営に関し必要な事項は、それぞれ協議して定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月8日から施行する。

別表第 1

地域産業振興施設立地調整会議 構成員		
経済観光文化局	観光コンベンション部長	
農林水産局	総務農林部長	
	水産部長	
東区役所	総務部長	※事案に関係がある区
早良区役所	総務部長	※事案に関係がある区
西区役所	総務部長	※事案に関係がある区
総務企画局	企画調整部部长（事業調整担当）	会長
その他会長が必要と認める者		

別表第 2

地域産業振興施設立地調整会議幹事会 構成員			
経済観光文化局	観光コンベンション部	地域観光推進課長	
農林水産局	総務農林部	農業政策課長	
	水産部	水産振興課長	
東区役所	総務部	企画担当課長	※事案に関係がある区
早良区役所	総務部	企画担当課長	※事案に関係がある区
西区役所	総務部	企画担当課長	※事案に関係がある区
総務企画局	企画調整部	企画課長	幹事長
その他幹事長が必要と認める者			